

診療所の一般病床設置に係る基準

次に掲げる診療所について、それぞれに掲げる条件をすべて満たす場合には、許可の代わりに届出によって一般病床を設置することができる。なお、いずれかの条件を満たさなくなった場合には、当該病床について廃止等の手続きを行うものとする。

- 1 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所
 - (1) 診療報酬上の「在宅療養支援診療所」の届出を行っていること。
 - (2) 入院医療について24時間対応可能な体制を確保していること。
- 2 へき地に設置される診療所
 - (1) 山村振興法、離島振興法、過疎地域自立促進特別措置法により指定されている町村に設置する診療所
 - (2) 小笠原諸島振興開発特別措置法の対象地域に設置する診療所
- 3 産科医療の提供の推進のために必要な診療所
 - (1) 産科又は産婦人科を標ぼうすること。
 - (2) 社団法人産科婦人科学会が認定する産婦人科専門医が常時いること。
 - (3) 分娩を取り扱っていること。
- 4 小児医療の提供の推進のために必要な診療所
 - (1) 小児科を標ぼうすること。
 - (2) 社団法人日本小児科学会が認定する小児科専門医又は特定非営利活動法人日本小児外科学会が認定する小児外科専門医が常時いること。
 - (3) 小児の入院医療を実施していること。